

2 経営第 2023 号
令和 2 年 11 月 25 日

食料・農業・農村政策審議会
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 1）について
- 2 園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 2）について

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

令和 3 年産の水稻及び陸稲並びに令和 4 年産の麦から適用する農作物共済の共済掛金標準率は、次により算定する。

I 地域インデックス方式以外の引受方式

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに組合等の区域（全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域）ごとに、直近 20 年間に於ける各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 農作物通常標準被害率

共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち農作物通常標準被害率（ q_1 ）以下の部分の平均値を p_1 とするとき、次式を満たすように農作物通常標準被害率を定める。

(1) 組合（特定組合を除く。）及び市町村

$$p_1 = 0.8 q_1 - 0.8$$

(2) 特定組合及び全国連合会

$$p_1 = 0.8 q_1 - 1.1$$

3 共済掛金標準率

(1) 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の農作物共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを通常共済掛金標準率とする。

(2) 共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに組合等の区域ごとに、次により異常共済掛金標準率を定める。

ア 組合（特定組合を除く。）及び市町村

（ア）共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに都道府県の区域ごとに、当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率を各年の異常基礎被害率とする。

（イ）共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに都道府県の区域ごとに、各年の異常基礎被害率のうち農作物異常標準被害率（ q_2 ）以下の部分の平均値を p_2 とするとき、次式を満たすように農作物異常標準被害率を定める。

$$p_2 = 0.8 q_2 - 0.3$$

（ウ）共済目的の種類ごと、引受方式ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに都道府県の区域ごとに、次に掲げる率を合計して得た率を異常共済掛金標準率の算定基礎率とする。

- a 各年の異常基礎被害率のうち、農作物異常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に対し都道府県連合会の農作物共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったもの
- b 各年の異常基礎被害率のうち、農作物異常標準被害率を超えるもののその超える部分の平均値

（エ）組合等の区域ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が異常共済掛金標準率の算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各組合等の危険の程度を表示する指数の比に一致するように異常共済掛金標準率の算定基礎率を按分したものを異常共済掛金標準率とする。

イ 特定組合及び全国連合会

各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の平均値を異常共済掛金標準率とする。

（３）通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率の算定基礎率とする。

（４）類区分ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率

が共済掛金標準率の算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各類区分の危険の程度を表示する指数の比に一致するように共済掛金標準率の算定基礎率を按分したものを共済掛金標準率とする。

Ⅱ I の特例

共済掛金標準率を定めた後、組合等の合併等により組合等の区域の変更があった場合には、次の一般改定までの間は、変更前における組合等の区域ごとに、当該区域につき定められていた共済掛金標準率を適用できることとする。

Ⅲ 地域インデックス方式

1 基礎被害率

類区分ごと、補償割合ごと及び一筆半損特約の有無ごと並びに統計単位地域ごとに、統計単収から計算される直近 20 年間における各年の被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率

(1) I の 2 から 3 の (2) までに準じて、農作物通常標準被害率、通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を算定する。

(2) 通常共済掛金標準率及び異常共済掛金標準率を合計して得た率を共済掛金標準率とする。

園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

令和 3 年 4 月 1 日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用する共済掛金標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに都道府県の区域（全国連合会にあっては、農林水産大臣が定める区域。農林水産大臣が特定の施設区分につき当該区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。以下「料率地域」という。）ごとに、次により各年の基礎被害率を求める。

- (1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを特定園芸施設及び附帯施設に係る基礎被害率とする。
- (2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを施設内農作物に係る基礎被害率とする。
- (3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを撤去費用に係る基礎被害率とする。
- (4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、直近 20 年間における各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを復旧費用に係る基礎被害率とする。

2 共済掛金標準率の算定基礎率

特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用の別ごと、施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと、施設内農作物の事故除外の有無ご

と及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、次により共済掛金標準率の算定基礎率を定める。

- (1) 特定園芸施設及び附帯施設に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。
- (2) 施設内農作物に係る施設区分ごと、事故除外の有無ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを施設内農作物に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。
- (3) 撤去費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを撤去費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。
- (4) 復旧費用に係る施設区分ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し組合等の園芸施設共済に係る積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを復旧費用に係る共済掛金標準率の算定基礎率とする。

なお、付保割合追加特約に係る共済掛金標準率の算定基礎率は、(1)、(3)及び(4)により算定した率を用いるものとする。

3 共済掛金標準率

施設区分ごと、施設内農作物及び事故除外の有無ごと、撤去費用の有無ごと、復旧費用の有無ごと、被覆・未被覆の期間ごと及び小損害不填補の金額ごと並びに料率地域ごとに、共済掛金標準率の算定基礎率を対応する共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率を共済掛金標準率とする。